

## ATM 認証サービス規定

### 第1条（目的）

本規定は、お客さまが、ローソン銀行（以下「当行」という。）が提供する ATM 認証サービス（以下「本サービス」という。）を利用するにあたっての取扱いについて定めたものです。

### 第2条（定義）

本規定における用語の定義は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 暗証番号とは、お客さまが当行または当行が提携する金融機関（以下「提携金融機関」という。）に届け出た、現金自動預払機（以下「ATM」という。）を用いた取引を行う際に入力する番号をいいます。
- (2) 確認番号とは、携帯端末等により提供されるサービスを利用するにあたって、キャッシュカードの所持者と当該サービスの対価の支払いを行うために登録する預貯金口座の名義人の同一性を確認するための番号をいいます。
- (3) キャッシュカードとは、当行 ATM で取引を行うにあたって使用する当行または当行と提携金融機関が発行するキャッシュカードをいいます。
- (4) 携帯端末等とは、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、パソコンその他電子機器をいいます。

### 第3条（サービスの内容）

1. お客さまが、当行所定の手続きにより、本サービスの利用を希望された場合、当行所定の ATM にキャッシュカードを挿入し暗証番号を入力すると、当行は、本サービス利用の範囲でカード情報、暗証番号を提携金融機関に伝達し、確認番号を印字した明細票を発行します。
2. 確認番号は当行所定の期間に限り有効となります。有効期間を経過した場合には再度、確認番号を発行する必要があります。
3. 発番した確認番号は1口座あたり5件まで保有することができ、携帯端末等により提供されるサービスを利用するにあたって1回の認証ごとに1件の確認番号を使用することが可能です。
4. 確認番号は、誤った番号を5回入力すると無効となります。
5. 5件を超える確認番号を発番した場合は、最も古い確認番号から利用状況にかかわらず順次消滅します。
6. 確認番号は1度使用すると、使用済みとなり、再度使用することはできません。

### 第4条（利用手数料）

当行は、本サービスの利用にあたって、お客さまから当行所定の利用手数料を申し受ける場

合があります。

#### 第5条（確認番号の使用）

お客さまは、携帯端末等により提供されるサービスを利用するにあたって、当該サービスの指示に従い、自らの責任において確認番号を入力するものとし、当行は、当行が提供するサービスにおいて別途定める場合を除き、お客さまによる当該サービスの利用について責任を負わないものとします。

#### 第6条（確認番号等の管理）

暗証番号、確認番号、キャッシュカード、携帯端末等の管理はお客さまにおいて行うものとし、当行は、お客さまがこれらを紛失、盗難、第三者へ貸与または譲渡等したことによって被った損害については責任を負わないものとします。

#### 第7条（禁止事項）

お客さまが、次に掲げる行為を行うことを禁じます。

- (1) 偽造、変造されたキャッシュカードの使用
- (2) 紛失、盗難されたキャッシュカードの使用
- (3) ATM で受け付けられない、キャッシュカード以外のカードの使用
- (4) 暗証番号、確認番号、キャッシュカード、携帯端末等の第三者への譲渡、貸与、提供
- (5) 他人のキャッシュカード情報を不正に読み取る装置の設置
- (6) ATM の汚損、破損その他 ATM の動作に不具合を生じさせる行為

#### 第8条（キャッシュカードの回収）

1. 当行は、ATM に挿入されたキャッシュカードが、当行所定の事由に基づき使用できないものである場合は、当該キャッシュカードを回収するものとします。
2. 前項の場合において、お客さまは、ATM 備付けのガイドフォンを使用して、当行に問い合わせることができるものとします。

#### 第9条（本サービスの中止）

当行は、次に掲げる場合には本サービスを中止するものとします。

- (1) 本サービスの提供に必要なシステムその他の設備の保守を行う場合
- (2) 本サービスの提供に必要なシステムその他設備に障害があった場合
- (3) 天災地変等の不可抗力、お客さままたは通信事業者、提携金融機関等の第三者の通信機器・回線・コンピューターの障害による場合
- (4) お客さまが、本規定その他当行が提供するサービスに係る規定に違反した場合
- (5) その他本サービスの提供を継続しがたい事由が発生した場合

#### 第10条（情報の利用）

1. 本サービスのご利用にあたり、当行は、キャッシュカードに付帯する口座情報（氏名、金融機関コード、支店コード、預金種目コード、口座番号）その他お客さまを識別する情報を取得します。
2. 当行は、前項に掲げる情報を、本サービスの提供のためその他法令等に従って当社所定の方法によりお客さまに明示した利用目的にのみ利用し、そのほかの目的には利用しません。

#### 第11条（他の規定の準用）

本規定に定めのない事項は、キャッシュカード規定、ローソン銀行取引規定その他当行の規定、規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定、規則等は、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知します。

#### 第12条（規定の変更）

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲示による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

（2020年6月29日現在）